

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | ○中毒 | ○中火 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|------------|------------|-------------------|--------|----|----|----|-----|-----|---|---|-----------------|
| 2022/04/18 | 2023/12/25 | ガス栓(都市ガス用) | 宮崎県 | | | | | ○ | 当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○当該製品は、2口ホースエンドのガス栓で、ヒューズ機構(過流出安全機構)を有することが義務づけられた1985年以前に製造され、同機構は有していない構造である。○使用者が当該製品を開栓し、ガスこんろの点火操作をしたところ、火災が発生した。○当該製品は、ガスこんろが接続された左側ゴム管口及びガス機器が接続されていない右側ゴム管口の双方ともに開栓状態であり、右不使用側ゴム管口のキャップ装着に関しては不明である。●当該製品は、使用者が誤って接続されていない不使用側のガス栓を開けたため、ガスが漏えいし、その後ガスこんろの点火操作を行ったため、漏えいしたガスに引火し、火災に至ったものと推定される。 | 製造から35年以上経過した製品 |
| 2022/05/16 | 2023/12/25 | 迅速継手(都市ガス用) | 長野県 | | | | | ○ | (火災)当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | ○ガスこんろを購入し、使用者がガス栓とガスこんろを接続した際、ゴム管が短かったため、当時使用者宅にあった呼び径13のゴム管等の部材を利用して長さを伸ばして接続した。○当該製品は、ガス栓側に取り付けるものであったが、ガスこんろ接続口に取り付けていた。なお、誤った接続方法であるという認識は使用者になかった。○長さを伸ばしたことでゴム管が長くなり、ガスこんろ接続口に取り付けた当該製品にゴム管用ソケットを上方から接続することになり、ゴム管はS字に湾曲していた。○当該製品は接続部のゴム部分に応力がかかっている状態であり、ゴム部が応力及び経年劣化で亀裂を生じガスが漏えいした。○当該製品が接続されていたガスこんろの取扱説明書には、「ゴム管は、継ぎ足ししない。折れたり、ねじれた状態で使用しない。短く使用する。」旨、記載されている。●使用者が当該製品をガスこんろに接続する際に、接続部に常時応力がかかる状態で設置をしたため、亀裂が生じてガスが漏えいし、こんろの火が漏れたガスに引火したものと推定される。 | |
| 2022/06/11 | 2023/12/25 | ガストーチ | 埼玉県 | | | | | ○ | (火災)飲食店で当該製品を点火したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者が当該製品を点火したところ、普段より大きな炎が出たため消そうとしたが、火力調節つまみ部あたりから炎が出たため、消火器で消火したとの申出内容であった。○当該製品は、火力調節つまみのニードルが大きく変形して、ニードルの抜け止めナットが緩んでおり、ニードルのOリングがガスの気密を維持できる範囲を超えても、つまみを回せる状態であった。○同等品を用いて、抜け止めナットが緩む場合には火力調節つまみはある一定の位置で回せなくなり、ナットを外した場合にはつまみを一定以上回すとニードルと本体の隙間からガスが漏れることが確認された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、何らかの外的な要因により、火力調節つまみのニードルが変形してニードルの抜け止めナットが緩み、通常つまみが止まる位置を超えて回ったことにより、ガスが漏れ、そのガスに火口の炎が引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/06/25 | 2023/12/25 | 草焼きバーナー(カセットボンベ式) | 広島県 | | | 1 | | ○ | (火災、軽傷1名)当該製品を点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品を焼損し、1名が火傷を負った。 | ○使用者は当該製品が点火スイッチで点火しなかったため、火を付けた新聞紙をバーナーノズル先端に近づけて点火しようとしたところ大きな火災があがり、火災を調節しようとした際にカセットボンベが爆発し、火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品に装着されていたカセットボンベは上蓋と胴板とのかみ接続部で破断していた。○カセットボンベの側面に被熱した痕跡が認められた。○当該製品の持ち手樹脂部は外部からの被熱により溶融、焼損した状態であった。○当該製品は、テスト用道具で動作確認を行ったところ、カセットボンベ接続部からガス漏れは認められず、新品のカセットボンベを取り付けた操作でも、点火、火力調節及び消火について正常に動作した。○使用者の記憶があいまいなため、使用状況の詳細は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/07/18 | 2023/12/25 | 迅速継手 | 東京都 | | | | | ○ | ガスこんろを使用中、迅速継手付近から火が出て、焼損した。(事故発生地:東京都) | 事故品にガス漏れ等の異常はなく、摺動環が縮んだまま焦げていることから、ガス栓への接続が不完全な状態であったため接続部からガスが漏洩し、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火して事故品を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「本品とプラグの接続はカチッと音がするまで差し込む。」旨、記載されている。 | |
| 2022/11/09 | 2023/12/25 | ガスこんろ(都市ガス用) | 神奈川県 | | | | | ○ | (火災)当該製品を焼損する火災が発生した。 | ○使用者は、当該製品付近でガス臭を感じたため、当該製品の点火ボタンが下がっていると思い押したところ、点火ボタン部の隙間から当該製品内部に炎を確認した。○使用者は猫を多頭飼っており、当該製品内部には猫の糞尿や調理時の食品かす等の堆積が認められ、当該製品内部含め各部位に著しい腐食が生じていた。○ガスホースを接続する当該製品のダイカスト製複合接続アダプターが著しく腐食しており、ガス漏れが認められた。●当該製品は、猫の糞尿や調理時の食品かす等の堆積によりガス通路部を含め各部位が腐食してガス通路部からガスが漏えいし、使用者が点火操作をしたため、点火時のスパーク又は燃焼炎が漏えいしたガスに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には「機器内部に多量の煮汁が入った場合、機器の故障につながるおそれがあるため、点検をすすめる。」「ガス漏れに気付いたときは、すぐに使用をやめ、ガス栓を締める。窓や戸を開け、ガスを外へ出す。」旨、記載されている。 | |
| 2022/01/13 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 宮城県 | | | | | ○ | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○調理のため右こんろの操作ボタンを2、3回繰り返し操作していたところ、操作ボタンが機器の中に入り込んでしまい、白煙が出て、中をのぞくと火が出ていた。○右こんろは、約1か月前から点火しにくくなっていった。○右こんろのバーナーリングは、家人が灰皿の底を抜いたものを使用しており、煮こぼれ等が機器内部へ流れ込みやすい形状となっていた。○右こんろ器具栓上部のメインロッドのOリングが損傷しており、メインロッドのOリング摺動部付近に異物の付着が確認された。○気密試験により、右こんろ器具栓上部のメインロッドOリングからガスの漏えいが確認された。●当該製品は、バーナーリングの代わりに灰皿の底を抜いたものを使用していたため、機器内に流れ込んだ煮こぼれ等がメインロッドに付着し、Oリングが摩耗損傷したことからガスが漏れ、点火の際に漏れたガスに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常があるときは、販売店又は近くの営業所へ連絡する。」「不完全な処置は事故のもとになるので、絶対に使用者自身で修理しない。」旨、記載されている。 | 製造から25年以上経過した製品 |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇中毒 | 〇火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|------------|------------|-------------------------|--------|----|----|----|-----|-----|---|---|-----------------|
| 2022/01/16 | 2023/01/13 | ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、開放式) | 神奈川県 | | | | | 〇 | (火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | 〇当該製品を使用後に停止しようとして操作ボタンを押したが火が消えなかったため、何度か操作ボタンを押していると点火確認窓から火が出て、その後、当該製品の上部から黒い煙が出た。〇当該製品はリコール型式品であったが、リコール対象品の製造時期ではなかった。〇機器内部の熱交換器の左上部にばん創こうがあった。〇当該製品の点火プラグに炭化した異物が付着し、その周辺に異物が燃えたことで発生したすが付着していた。〇炭化した異物の残存部とばん創こうは類似していた。〇取扱説明書には、「周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、点火プラグ部分に炭化した異物が認められることから、点火の際に可燃物が燃えたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | 製造から25年以上経過した製品 |
| 2022/01/22 | 2023/01/13 | ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 大阪府 | | | | | 〇 | (火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 〇集合住宅の一室のベランダから出し、ベランダの当該製品、洗濯物及びエアコンの室外機を焼損した。〇当該製品は、上面から前板の排気口付近まで青緑色の樹脂が付着しており、上面に洗濯ばさみのばね及び樹脂の付着が認められたことから、洗濯物を干していたハンガーが高温に曝されて溶融し、付着したものと考えられた。〇ガス取入口から一次ガス電磁弁までの間にガス漏れは認められなかった。〇プリント基板、電気配線及び電気部品に出火の痕跡は認められなかった。〇送風ファンに付着していた土ほり等がわずかであったことから、送風量は低下していないと考えられた。〇バーナーのノズル及び炎口並びにダンパーに詰まりや付着物などの異常は認められず、燃焼室内部にすずの付着はなく、点火電極やフレムロッドに変形等の異常はなく、熱交換器フィン部に詰まりはなく、異常は認められなかった。●当該製品は、前に洗濯物が干された状態で使用され、洗濯物が風等によって揺れたことで当該製品の前面下部にある給気口を一時的に閉塞し、給気不足となったことで高温の未燃ガスが排気口から放出され、新鮮な空気に触れたことで出炎して洗濯物に着火し、燃えた洗濯物が落下してエアコン室外機を焼損したものと考えられ、洗濯物を当該製品の前に近接して干した使用者の不注視と推定される。なお、取扱説明書には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」「器具周辺に可燃物を置かない。」旨、記載されている。 | 製造から25年以上経過した製品 |
| 2022/01/25 | 2023/01/13 | 迅速継手 | 東京都 | | | | | | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、迅速継手の一部を焼損した。 | 事故品は、摺動環とソケット本体が油等により固着し動作不全となっていたことから、事故品をガス栓に接続した際にボールロックが掛からず、ガスシールができていない不完全な接続状態のまま使用されたためガスが漏れ、ガスこんろの火が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス栓にソケットを差込み、カチッと音がすることを確認する」旨、記載されている。 | |
| 2022/02/03 | 2023/01/13 | ガスこんろ(LPガス用) | 愛知県 | | | | | 〇 | (火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 〇当該製品は前面パネルが焼損していた。〇当該製品内部及びグリル内部に焼損は認められなかった。〇ガス入口から器具栓までのガス通路にガス漏れは認められなかった。〇操作ボタンは点火時に突出するが、突出した側面に焼損はなく、操作ボタンは全て消火位置になっていた。〇ガスを供給して点火した結果、左右こんろ、後こんろ及びグリルは正常に点火燃焼し、異常は認められなかった。〇調理油過熱防止装置は、空だき時に自動消火し、正常に機能した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/02/06 | 2023/10/31 | ガスふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 東京都 | | | | | 〇 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇当該製品は木材上に設置されており、当該製品の底面が著しく焼損し、底面に敷かれていた木材がほとんど焼失していた。〇当該製品内部の排気部、ガスメカ部、電源端子台、点火器、熱交換器フィン等に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇燃焼部の燃焼管に変形等の異常は認められなかったが、燃焼管7本中、最も左側の燃焼管が変色しており、変色した燃焼管の下部に堆積物が認められた。〇変色している燃焼管へのガス供給ノズルに、くもの巣と推定される異物の混入が認められた。〇工事説明書には、「設置する床面が不燃材料以外の材料の場合は、不燃材料で仕上げる等の防火処置を施す。」旨、記載されているが、当該製品の設置施工業者は不明である。●当該製品は、くもの巣が影響して異常燃焼した際に発生したスケールが熱を持った状態で筐体底部に堆積することにより、敷いていた木材が炭化し、最終的に出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/02/10 | 2023/01/13 | ガスこんろ | 千葉県 | | | | | | ガスこんろを使用後、ガスこんろ付近から発煙した。 | 事故品は、長期使用(22年)により、器具栓のロッドのシール用Oリングが煮こぼれ等の影響で摩耗したためガス漏れが発生し、ガスこんろの火が引火して焼損したものと推定される。 | |
| 2022/02/12 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 東京都 | | | | | 〇 | 当該製品を点火したところ、周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇使用者が当該製品の左こんろの点火ボタンを押したところ、「ボン」という音がし、当該製品下部のキャビネット内部から炎が上がったとの申出内容であった。〇当該製品にガス漏れは認められず、内部に異常は認められなかった。〇当該製品下部のキャビネット内に高圧ガス(LPG)使用のオーリーブオイルスプレー等が収納されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/02/18 | 2023/10/31 | カセットこんろ | 愛知県 | | | | 2 | 〇 | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 | 調査の結果、〇当該製品を使用中、使用者がその場を離れていた際に発生した火災であった。〇当該製品は、全体が焼損しており、カセットボンベ装着部の背面パネルが破損し、外側に変形していた。〇器具栓のつまみ軸は「閉」の位置になっていた。〇カセットボンベ接続部のOリングに損傷はなく、カセットボンベを接続したときに器具栓からガス漏れは認められなかった。〇カセットボンベの内圧が上昇した際にガス通路を遮断する「圧力感知安全装置」は作動しており、作動圧力を確認したところJIS基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | 製造から20年以上経過した製品 |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。

2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。

3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)

4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇〇中毒 | 火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|------------|------------|------------------------|--------|----|----|----|------|----|------------------------------------|--|-----------------|
| 2022/02/21 | 2023/10/31 | ガスふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 東京都 | | | | | 〇 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇使用者の家族が窓の外で燃えている衣類を確認し、干していた衣類の中から燃えていない衣類を使って燃えている衣類をたたき落とした。〇当該製品周辺に多量の洗濯物が干されており、当該製品の給排気部にタオル等の洗濯物が覆いかぶさるように干されていた。〇当該製品のフロントカバー前面左側が著しく焼損し、熱交換器及び排気口周辺にすずの付着が認められたものの、焼損や出火の痕跡は認められなかった。〇漏電安全装置、電装基板、ファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/02/23 | 2023/01/13 | ガスこんろ | 埼玉県 | | | | | | ガスこんろを点火したところ、火が出て、点火つまみの一部が溶けた。 | 事故品は、長期使用(製造後約19年)により、吹きこぼれた煮汁等が機器内部に溜まり、ガス通路部が腐食して破損したため、漏洩したガスにガスこんろの火が引火し焼損したものと推定される。 | |
| 2022/02/26 | 2023/10/31 | ガスこんろ(LPガス用) | 長野県 | | 1 | | | 〇 | 爆発を伴う火災が発生し、周辺を焼損し、1名が重傷を負った。 | 調査の結果、〇当該製品の内部に汚れが認められたが、出火の痕跡は認められなかった。〇当該製品を用いて、JISS2093:2019「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」8ガス通路の気密試験を実施した結果、セーフティバルブ等に漏れは認められなかった。〇当該製品は正常に点火し、燃焼状態に異常は認められず、立ち消え安全装置は正常に作動した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、燃焼状態に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/03/16 | 2023/01/13 | ガスこんろ | 神奈川県 | | | | | | 使用中のガスこんろのつまみ付近から火が出て、機器の一部が焼損した。 | 事故品は、長期使用(約20年)により、器具栓のロッド摺動部に煮こぼれ等が付着したため、シール用リングが劣化してガス漏れが発生し、ガスこんろの火が引火して焼損したものと推定される。 | |
| 2022/03/28 | 2023/01/13 | ガス瞬間湯沸器(先止式)(屋外式) | 兵庫県 | | | | | | 使用中のガス給湯器から異音が生じ、フロントカバーが変形した。 | 事故品にガス漏れ、着火不良等の異常がなく、点火動作時に、点火音が多少大きくなることもあり、異常着火した可能性が考えられるが、詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。 | |
| 2022/04/11 | 2023/10/31 | ガス給湯器(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 大阪府 | | | | | 〇 | 当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇20年以上空き家であった事故発生場所の住戸で、新規入居の準備を行っていたところ火災が発生し、当該製品の上部にあった配管カバーに覆われたエアコン室外機の冷却パイプ2本、電源コード1本及び給水配管1本が焼損した。〇堺市の火災予防条例では、当該製品の上方を60cm確保することとされており、当該製品の設置施工説明書では、当該製品の上方を30cm確保することになっていたが、当該製品の上方約15cmの位置に水道配管とエアコン配管が設置されていた。〇当該製品は、ガス取り入れ口から1次ガス電磁弁間でガス漏れは認められなかった。〇本体内部にすずの付着はなく、出火や過熱の痕跡は認められなかった。〇電気部品、配線、プリント基板及び電子部品に出火及び過熱の痕跡は認められなかった。〇送風ファンの羽根及びバーナー入口のダンパー部にある複数の穴が開いた整流板に付着物はなく、異常は認められなかった。〇燃焼室及びバーナーにすずの付着はないこと、点火電極とフレームロッドに変形や付着物はないこと及びセラミック製炎口に詰まり等がないことから、燃焼室及びバーナー部に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、ガスの一次側にガス漏れはないことから、ガス交換後の初期の燃焼で排気口から出た炎で当該製品の真上に設置されていた水道配管等の可燃物が着火したもので、当該製品に近接した水道配管等の不適切な工事が事故の原因と推定される。 | 製造から35年以上経過した製品 |
| 2022/04/17 | 2023/01/13 | ガスこんろ | 埼玉県 | | | | | | 使用中のガスこんろ付近から火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品は、機器の底部にガスホースが接触していた痕跡とススの付着があることから、機器の下に通されていたガスホースがグリル使用時の熱に曝されて劣化し、空いた穴から漏れたガスにこんろの火が引火して焼損した可能性が考えられるが、左こんろ器具栓の詳細な調査が実施できず、原因の特定はできなかった。 | |
| 2022/04/18 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 福岡県 | | | | | 〇 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇右バーナーで肉を焼いていたところ、グリルから出火した。〇使用者は、出火時グリルを使用しておらず、グリルの操作ボタンは押していないとの申出内容であった。〇グリル皿は天ぶらを揚げる際の油切りとして使用していたが、ふだん、グリル内の掃除はしていなかったとの申出であった。〇当該製品及びその周辺は焼損していなかった。〇グリル内に油脂等の付着が認められた。〇グリル入口上部の天板側面にすずの付着及び熱変色があったが、当該製品にガス漏れや点火異常は認められなかった。〇取扱説明書には、「グリル使用後は必ずお手入れする。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、グリル内にたまった油脂等に着火し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/04/20 | 2023/01/13 | ガスこんろ(組込型) | 宮崎県 | | | | | | ガスこんろを使用中、グリル付近から出火し、庫内を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の不具合はなく、被害者のグリル使用後の清掃不足のため、グリル庫内に長年堆積していた油脂等が過熱し、発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリル水入れ皿は、こまめに掃除する。たまった脂が過熱され、発火し火災の原因になる。」旨、記載されている。 | |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重傷病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇中毒 | 火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|------------|------------|---------------------------|--------|----|----|----|-----|----|---------------------------------------|---|----|
| 2022/04/27 | 2023/01/13 | ガス給湯付ふろがま(BF式) | 神奈川県 | | | | | | ガスふろがま付近から異音が生じ、フロントカバーが外れた。 | 事故は被害者が入居した当日に発生しており、入居前のガス開栓時に行われたガス供給点検で事故品の点火動作に異常はなかったことから、被害者が点火操作を繰り返したことで未燃ガスが機器内に滞留し、その後の点火操作のスパークによって異常着火し、爆風でフロントカバーが外れたものと推定される。なお、機器本体には、「点火しない時は5分以上の間をあけてから点火操作する。」及び「途中で火が消えたときは5分以上待ってから再点火の操作をおこなう。」旨、記載されている。 | |
| 2022/05/02 | 2023/10/31 | ホースガス栓 | 大阪府 | | | | | | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、ガス栓の一部を焼損した。 | 被害者がガスこんろを使おうとして、2口ガス栓のうち機器に接続されていないガス栓を誤って開放したため、装着されていたゴムキャップの隙間から過流出安全機構の作動流量以下のガスが漏れ、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。 | |
| 2022/05/03 | 2023/01/13 | ガス給湯付ふろがま(BF式) | 埼玉県 | | | | | | ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異常着火し、破損した。 | 事故品は、長期使用(製造後約28年)により点火不良となり、被害者が点火操作を繰り返したことで機器内に未燃ガスが滞留し、異常着火に至った可能性が考えられるが、事故品が入手できないことから、原因の特定はできなかった。 | |
| 2022/05/05 | 2023/01/13 | ガス栓 | 兵庫県 | | | | | | ガス給湯器を使用中、ガス栓付近から火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品は2口のガス栓で、片方に小型湯沸器が接続されており、もう片方は未接続で保護キャップが付けられていたが、被害者が小型湯沸器を使用する際に誤って未接続側のガス栓も同時に開放したため保護キャップの隙間からガスが漏洩し、小型湯沸器の火が引火して焼損したものと推定される。 | |
| 2022/05/08 | 2023/10/31 | ガス給湯付ふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 東京都 | | | | 〇 | | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇当該製品はベランダの壁に掛けて設置されていた。〇当該製品を使用中、当該製品付近に干していた洗濯物が下に落ちて燃えているところを使用者が発見した。〇当該製品の排気口上部及び斜め上部から機器中央付近にかけて焼損した黒色の付着物が認められたが、何が焼損して付着したものか特定できなかった。〇事故発生時にベランダで洗濯物がどのように干されていたのか詳細を確認できなかった。〇当該製品の内部の状況は不明だが、動作確認をしたところ異常は認められなかった。〇取扱説明書及び本体表示には、「機器本体・排気部・排気筒の近くに燃えやすいものを置かない。火災のおそれがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作確認をしたところ異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/05/12 | 2023/01/13 | ガス給湯暖房機(給湯・暖房(ふろ)兼用)(屋外式) | 福岡県 | | | | | | 使用中のガス給湯器から異音が生じ、ケーシングが変形した。 | 事故品は、ガス漏れ及び着火動作の異常が認められないことから、外壁工事の養生シートで排気口が覆われたことで正常な給排気ができなくなり、未燃ガスが機器内に滞留して異常着火に至り、フロントカバーが変形したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/05/13 | 2023/10/31 | ガスふろがま(都市ガス用、屋外式(RF式)) | 大阪府 | | | | 〇 | | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇使用者が屋外に出たところ、当該製品付近が燃えているのを確認した。〇使用者によれば、事故発生時は当該製品を使用していなかったとの申出内容であったが、証言が曖昧であった。〇当該製品の外装に加熱痕が認められたが、内側に加熱痕は認められなかったことから、外部からの加熱と考えられた。〇ガス機構部の樹脂部品及び浴室内操作部からガス機構部を操作するための2本のワイヤーの被覆が焼損していた。〇バーナーカバー、給気口、バーナーの炎口、燃焼室、熱交換器フィン部及び排気トップに詰まりやすの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇ケース本体とケースフタの接合部、ケース本体とガス機構部のマグネットユニットの接合部及びケース本体とホースエンド継手の接合部からガス漏れが認められた。〇灯内内管にガス漏れがあり、当該製品付近の埋設ガス管からガス漏れが認められた。●当該製品は、複数部位でガス漏れが認められたが内部に燃えた痕跡はなかったこと、当該製品の近くに埋設されていた灯内内管にガス漏れが認められたことから、漏れたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/06/03 | 2023/01/13 | ガス瞬間湯沸器(元止式) | 広島県 | | | | | | ガス給湯器の点火操作を繰り返したところ、火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品にガス漏れ、着火不良等の異常がないことから、被害者が点火操作を繰り返したことで、機器内に未燃ガスが滞留して異常着火し、焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「操作ボタンを押しても点火しない場合、操作ボタンを一旦戻し、しばらく待ってから再度押す。」旨、記載されている。 | |
| 2022/06/13 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 東京都 | | | | 〇 | | 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生した。 | 調査の結果、〇使用者が当該製品のグリル内の焼き網の上にアルミ箔を敷き、その上に鶏肉の皮を載せて焼いていたところ、グリル排気口から火が出た。〇当該製品を点検したところ動作に異常は認められず、使用者が継続使用している。〇事故発生前のグリル庫内の清掃状況は不明であった。●使用者が当該製品のグリル焼き網の上にアルミ箔を敷いて、その上に鶏肉の皮を載せ加熱していたことにより、アルミ箔の上に溜まった油脂が過熱して発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「脂が出る料理には、グリル焼き網の上や下にアルミ箔を敷かない。アルミ箔の上に脂が溜まり、発火の原因になる。」旨、記載されている。 | |
| 2022/06/27 | 2023/10/31 | ガス給湯付ふろがま | 千葉県 | | | | 〇 | | ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異常着火し、ふろがまが変形した。 | 事故品にガス漏れはなく、被害者が口火の点火がし難い状況下で点火操作を繰り返したことで、未燃ガスが機器内に滞留し、その後の点火操作のスパークによって異常着火に至り、ケーシングが変形したものと推定される。なお、取扱説明書には、「パイロットバーナーに点火しなかったときは、2～3分待ってから再点火する。」旨、記載されている。 | |
| 2022/07/01 | 2023/10/31 | ガスこんろ | 福岡県 | | | | | | ガスこんろ付近から火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の異常は認められないことから、近くに置かれていた可燃物が加熱されて発火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇〇中毒 | 火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|--------------|------------|----------------|--------|----|----|----|------|----|--|---|----|
| 2022/07/07 | 2023/10/31 | ガス栓(都市ガス用) | 北海道 | | | | | ○ | 当該製品に接続しているガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○当該製品の検査孔に面したキャビネット(引き出し式)内部に焼損が認められた。なお、検査孔を閉じるボルトは、引き出しの左奥の底に落ちていた。○引き出しには醤油、みりん等の調味料等が収納されており、使用者は日に数回、開け閉めしていた。○直近のガス設備定期保安検時には、ガス配管からガスの漏れはなく、異常はなかった。○当該製品の気密試験を実施したところ、圧力の低下はなく、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れに至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/07/11 | 2023/01/13 | ガスこんろ | 愛知県 | | | | | ○ | 使用中のガスこんろ付近から出火し、住宅を全焼した。 | 事故品内部に出火の痕跡は認められないことから、ガスこんろ近くに置かれていた可燃物が加熱されて発火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/07/16 知 | 2023/10/31 | ゴム管用ソケット(ガス検側) | 兵庫県 | | | | | ○ | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、迅速継手及び周辺を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の異常はなく、摺動環が縮んだまま焦げていることから、不完全な接続状態で使用されたと考えられ、ガスホースには湾曲した痕跡が認められたことから、湾曲したガスホースの反力により事故品がガス栓から離脱しなかったためガスが漏洩し、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。 | |
| 2022/07/21 | 2023/10/31 | ガスこんろ | 神奈川県 | | | | | | ガスこんろの内部から火が出て、周辺を焼損した。 | 施工業者が事故品を設置した際に、ガスオープンとの複合設置用のガス接続口を使用し、単独設置用のガス接続口を塞がなかったため、塞がれていなかった接続口からガスが漏洩し、滞留した未燃ガスに点火試験のスパークが引火して、周辺を焼損したものと推定される。なお、設置説明書には、「オープンを接続する場合、底面の接続口が空いたままになるとガス漏れの原因になる。」「ガス配管接続終了後、ガス漏れのないことを確認する。」旨、記載されている。 | |
| 2022/07/27 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 兵庫県 | | | | | ○ | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○使用者が不在の部屋から出火して一室を全焼し、室内で飼っていた2匹の猫が死んでいた。○当該製品は、意図しない点火を防ぐために、ロック機構が操作ボタンに搭載されている。○当該製品は、当該住宅の大家が設置し、使用者が入居後の10月初めに操作ボタンを押したが点火しなかったため、それ以降は操作ボタンが未ロック、ガス栓が「開」のまま使用しない状態で置かれていた。○当該製品の上に樹脂製の棚があり、ポテトチップス、インスタント食品、ビニール袋、パン、ラーメン等が置かれていた。○当該製品は全体が著しく焼損し、操作部等の樹脂部品は焼損し、右こんろのごとくに焼損、溶融した樹脂が固着していた。○内部のアルミメッキ鋼板に過熱の痕跡はなかったこと、外装の内面にガス漏れによる燃焼の痕跡がなかったこと、及び電気配線に被覆の焼損や溶融がなかったことから、機器内部から出火した痕跡は認められなかった。○ダンパー、混合管及びバーナーヘッドに異常は認められなかった。○器具栓を目視及びX線透視で確認した結果、右こんろの器具栓は半開の状態であり、グリル及び左こんろの器具栓は「閉」の状態であった。○取扱説明書には、「機器の上や周囲に可燃物を置かない。」「消火時には操作ボタンをロックし、ガス栓を閉める。」旨、記載はあったが、ペットに対する注意事項は記載されていなかった。○使用者は20歳代後半のアメリカ人夫婦で、通訳を介さないと思慮通できないことから、日本語の取扱説明書や大家の説明を理解できず、当該製品の取扱注意内容を把握していなかった可能性が考えられた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため原因の特定には至らなかったが、当該製品に不具合や内部から出火した痕跡は認められず、右こんろの器具栓が半開になっていたことから、使用者が不在の間に飼っていた猫が右こんろの操作ボタンを押したことで点火し、当該製品の上に置かれていた可燃物に延焼した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/07/29 | 2023/10/31 | ガスこんろ(都市ガス用) | 愛知県 | | | | | ○ | 事務所で周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○事故発生時、事務所内は大型犬のみ残され無人であった。○事故発生時当日、当該製品は使われていなかったが、当該製品の左右こんろの間に犬の餌が入った樹脂製容器が置かれていた。○当該製品は、左こんろのプッシュ式操作ボタンが点火位置になっており、火力調節つまみは最大になっていた。○当該製品は、左側面中央部と背面ガス接続口付近が著しく焼損しており、背面のゴム管が一部焼損していた。○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。○左こんろのバーナーヘッドが熱変形していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の操作ボタンが押されてこんろの火が周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/08/01 | 2023/10/31 | ガスふろがま用バーナー | 奈良県 | | | | | | 使用中のガスふろバーナーを焼損した。 | 事故品のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の可動範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナ蓋の空気孔を通じ、漏洩した未燃ガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 | |
| 2022/08/13 | 2023/10/31 | カセットこんろ | 福岡県 | | | 1 | | ○ | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 | 調査の結果、○勝手口のたたきで当該製品を使用中、当該製品に装着されたカセットボンベが破裂した。○当該製品の外観は、カセットボンベ破裂による変形が認められた他、底面中央部が著しく焼損し、塗装の浮き、剥離が認められた。また、当該製品底面中央部の内側は、外部から受けた熱により、変色が認められたが、バーナーには異常は認められなかった。○器具栓つまみは「開」の位置にあり、樹脂製つまみは外れていたが、つまみに受熱による溶融等は認められなかった。○器具栓が変形し、一部に破損が認められたが、異常燃焼の痕跡は認められず、圧力感知安全装置の作動に異常は認められなかった。○バーナー部と器具栓をそれぞれ同等品に移植したところ正常に点火し、異常燃焼及びガス漏れは認められなかった。○使用者の関係者によれば、「当該製品の底部を何かで加熱したことはない。」との申出であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、底部を過熱したことにより、当該製品に装着されたカセットボンベの内圧が上昇して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。

2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。

3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)

4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇中毒 | 〇火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|--------------|------------|----------------|--------|----|----|----|-----|-----|---|---|---------|
| 2022/08/13 | 2023/10/31 | カセットボンベ | 福岡県 | | | 1 | | 〇 | 当該製品を他社製のカセットこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 | 調査の結果、〇勝手口のたきで当該製品を装着したカセットこんろを使用中、当該製品が破裂した。〇容器バルブ部が胴部から分離しており、胴部や容器バルブ部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。〇当該製品のステムラバーに亀裂等は認められなかった。〇当該製品が装着されたカセットこんろは、底面に過熱された痕跡が認められたが、使用者の関係者によれば、カセットこんろの底面を加熱したことはないとの申出であった。〇当該製品が装着されたカセットこんろに、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったことから、当該製品を装着したカセットこんろの底部を過熱したことにより、当該製品の内圧が上昇して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。第三者委員会審議年度および第何回開催であるか | 下記と同じ案件 |
| 2022/09/02 | 2023/10/31 | ガス給湯付ふろがま | 神奈川県 | | | | | | ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異音が生じ、ケーシングが変形した。 | 事故品にガス漏れ等の異常がなく、点火、着火その他の燃焼性能も正常であることから、ガス販売事業者がガス開栓の際に事故品の点火操作を繰り返したため、滞留した未燃ガスに点火操作の火花が引火して異常着火に至り、ケーシングを変形させたと推定される。なお、本体には「点火しない時や途中で消火した時は、5分以上待って再点火する」旨、記載されている。 | |
| 2022/09/10 知 | 2023/10/31 | ゴム管用ソケット(ガス栓側) | 東京都 | | | | | 〇 | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、迅速継手の一部を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の異常はなく、現場写真から摺動環が縮んだまま取り付けられていたことから、ガス栓への接続が不完全な状態で使用されたと考えられ、ガス栓とこんろ台までの距離が短く、湾曲したガスホースの反力により事故品がガス栓から離脱しなかったためガスが漏洩し、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「本品とプラグの接続はカチッと音がするまで差し込む。」旨、記載されている。 | |
| 2022/09/12 | 2023/10/31 | ガストーチ | 神奈川県 | | | | | 〇 | 当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、〇使用者が自宅の台所で調理中、カセットボンベを接続した当該製品を少し下に向け、調理台に置いた食材をあぶろうと点火した際、当該製品が炎に包まれて出火した。〇当該製品の空気調整レバーを含む片面側及びハンドル(ガス調整ツマミ)に特に強い焼損が認められた。〇当該製品とカセットボンベとの接続具合等、事故発生時の詳細状況が不明であった。〇焼損した当該製品で水没検査を実施して気密性を確認したところ、異常は認められなかった。〇カセットボンベに変形が認められたが、当該製品をカセットボンベに接続したところ、ガス漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/09/17 | 2023/10/31 | ガスふろがま用バーナー | 愛知県 | | | | | | ガスふろがま用バーナーを点火したところ、漏えいしたガスに引火し、炎が上がった。 | 事故品は、約50年前の製造品で立ち消え安全装置は搭載されておらず、製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、被害者が種火が消えていることに気付かず浴室内の点火レバーを操作したためガスが漏れ、マッチで種火を再点火しようとして滞留した未燃ガスに引火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/09/20 | 2023/10/31 | ガス栓用プラグ | 神奈川県 | | | | | 〇 | ガスこんろを点火したところ、ガス栓付近から火が出て、迅速継手及び周辺を焼損した。 | 事故品は、ゴム管部に曲げ応力がかかった状態で長期使用(約31年)されたことにより、ゴム管部が変形・硬化して亀裂が生じ、亀裂部からガスが漏れ、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。 | |
| 2022/09/22 | 2023/10/31 | ホースガス栓 | 兵庫県 | | | | | | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、ガスホースの一部を焼損した。 | 事故品は2口のヒューズ付きガス栓で、被害者が不使用側のガス栓を誤って開にしたため、不完全に装着されていた保護キャップの隙間から過流出安全機構の作動流量以下の微量なガスが漏れ、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火して焼損したものと推定される。 | |
| 2022/09/22 | 2023/10/31 | ガス瞬間湯沸器(先止式) | 栃木県 | | | | | | ガス給湯器を点火したところ、異音が生じてフロントカバーが変形し、機器設置部の扉が変形した。 | 事故品にガス漏れ、着火不良等の異常がないことから、一時的な点火不良により滞留した未燃ガスに点火操作の火花が異常着火し、フロントカバーが変形したことが考えられるが、詳細な使用状況等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 | |
| 2022/09/23 | 2023/10/31 | ガス給湯付ふろがま | 千葉県 | | | | | | ガスふろがま付近から異音と異臭が生じ、フロントカバーが変形した。 | 事故品は、長期使用(約20年)により、水通路のパッキンから微量の水漏れが発生し、長期にわたって水滴がガスパイプに滴下したため、ガスパイプが腐食して孔が開きガス漏れが発生、滞留した未燃ガスに点火操作のスパークが引火して異常着火し、フロントカバーが変形したものと推定される。 | |
| 2022/09/24 | 2023/10/31 | ゴム管用ソケット(ガス栓側) | 東京都 | | | | | 〇 | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、ガス栓カバーが溶融した。 | 事故品のパッキン部に異物が付着していたとみられる痕跡があり、被害者が異物の挟み込みに気づかず使用したことにより、異物によるシール性の低下でガスが漏洩し、ガスこんろの火が引火した可能性が考えられるが、調査時には異物は脱落して漏洩は再現されず、事故品には異常は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/10/04 | 2023/10/31 | ゴム管用ソケット(ガス栓側) | 茨城県 | | | | | | ガスこんろを使用中、迅速継手付近から漏れたガスに引火し、周辺を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の異常はなく、摺動環が縮んだまま焦げていることから、ガス栓への接続が不完全な状態で使用されたと考えられ、接続部からガスが漏れ、滞留した未燃ガスにガスこんろの火が引火して周辺を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「本品とプラグの接続はカチッと音がするまで差し込む。」旨、記載されている。 | |
| 2022/10/06 | 2023/10/31 | ガスコード(自在型) | 東京都 | | | | | | ガス栓付近から火が出て、ガスホースの一部を焼損した。 | 被害者が事故品をホースエンドタイプのガス栓に誤接続したため、不完全な接続状態となってガスが漏洩し、事故品と接続していたガスファンヒーターの点火時のスパーク等が未燃ガスに引火し、ガスホースが焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガス栓の形状を確認し、正しく接続する。」旨、記載されている。 | |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合もあります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上(負傷・疾病又は後遺障害)
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満(負傷・疾病)

| 事故発生日 | 公表日 | 製品名 | 事故発生場所 | 死亡 | 重傷 | 軽傷 | 〇〇中 | 火災 | 事故の内容 | 事故の原因(経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等) | 備考 |
|------------|------------|--------------|--------|----|----|----|-----|----|---|---|----|
| 2022/10/11 | 2023/10/31 | ガスこんろ(LPガス用) | 神奈川県 | | | | | ○ | 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 | 調査の結果、○使用者は、当該製品のバーナーにやかんをかけ、その場を離れたが、その10分後に当該製品から出火していることに気付いたとの申出内容であった。○当該製品のグリル庫内が著しく焼損しており、グリル水受皿に油脂等の多量の焼損物が堆積していた。○当該製品はグリル以外には焼損が認められず、ガス通路部の気密性に異常は認められなかった。○使用者は、グリルで魚を焼くことが多かったが、掃除はしていなかった。●当該製品に出火につながる異常は認められないことから、こんろの操作時に誤ってグリルを点火し、使用者がその場を離れていた間に、グリル水受皿に堆積していた油脂等が過熱されて発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」「グリルの使用後はグリル受け皿にたまった脂、グリル焼網についた皮や食材は、使用のつど取り除く。」旨、記載されている。 | |
| 2022/10/26 | 2023/10/31 | 機器接続ガス栓 | 新潟県 | | | | | | ガスこんろを使用中、ガス栓付近から火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品に接続されたガス可とう管(金属フレキシブルホース)が、キャビネット内の収納物による荷重を受けたことで、事故品との接続部に隙間が生じ、接続部から漏れたガスにガスこんろの火が引火したものとみられ、製品に起因しない事故と推定される。 | |
| 2022/11/02 | 2023/10/31 | ガス瞬間湯沸器(元止式) | 東京都 | | | | | | ネット通販で購入したガス給湯器のガス接続部付近から火が出て、機器の一部を焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の異常はなく、被害者が取扱説明書等で禁止されているゴム管口を使用し、ゴム管口(ホースエンド)をパッキンなしで取り付けただけで、ガスがシールできずにガス漏れが発生して焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書等には、「この機器はねじ接続であり、ゴム管口を使用した接続をしない。接続は配管技能者が行う。」旨、記載されている。 | |
| 2022/11/09 | 2023/10/31 | ホースガス栓 | 兵庫県 | | | | | ○ | ガス給湯器を点火したところ、ガス栓付近から火が出て、周辺を焼損した。 | 事故品は2口のヒューズ付きガス栓で、被害者が不使用側のガス栓を誤って開放したため、装着されていた保護キャップの隙間から過流出安全機構の作動流量以下の微量なガスが漏れ、滞留した未燃ガスにガス給湯器の火が引火したものと推定される。 | |
| 2022/11/14 | 2023/10/31 | ガスこんろ | 東京都 | | | | | | ガスこんろの点火操作を繰り返したところ、内部配線の一部が焼損した。 | 事故品にガス漏れ等の不具合は認められず、バーナーの炎口が吹きこぼれにより閉塞された状態で点火操作を繰り返したため、ダンパー部(一次空気口)から未燃ガスが機器内部に漏洩し、再点火時のスパークが漏れた未燃ガスに引火して内部配線の一部が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「炎口が詰まったまま使用すると異常燃焼の原因になる。」「点火操作をしても点火しない場合は、周囲のガスがなくなってから再度点火操作をする。」旨、記載されている。 | |

1.このデータは暫定データのものも含まれているため、後日変更・削除される場合があります。
2.事故発生日欄に「知」の付いている日付は事故の発生を知った日を表します。
3.人的被害概要(重症病):治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病又は後遺障害
4.人的被害概要(軽傷病):治療に要する期間が30日未満を負傷・疾病